様式第８号の１（第７条関係）

橿原市指令第　　　　号

　　年　　月　　日

（申請者）

　　様

橿原市長

橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあったエコライフハウス設備設置補助金の交付申請に対し、次のとおり補助金の交付及び金額を決定したので、橿原市エコライフハウス設備設置補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円

２　補助金交付の条件

・エコライフハウス設備を※法定耐用年数の期間中、適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って適正に運用すること。（※太陽光発電ｼｽﾃﾑ：１７年　定置用ﾘﾁｳﾑｲｵﾝ蓄電池：６年）

・法定耐用年数経過前にエコライフハウス設備を処分しようとするときは、市長に届出書を提出すること。

・エコライフハウス設備の設置の関係書類を設置後５年間保管すること。

３　その他

次に掲げる調査等への協力を求めることがありますので御協力お願いします。

（１）橿原市の環境の保全・創造に関するアンケート調査

（２）家庭における電気量使用状況調査

（３）「奈良の環境家計簿」への登録

（４）橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）が実施する事業への参加